

相模原市公告

相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号）第5条の規定により、「署活動用携帯型無線機」について、次のとおり条件付一般競争入札を執行する。

令和8年9月14日

相模原市長 本村 賢太郎

1 入札に付する事項

入札番号・件名・数量・納入期限・納入場所

別紙「入札案件概要書」のとおり

2 入札方法等

(1) かながわ電子入札共同システム内「電子入札システム」により入札等を行う。

(2) 入札金額の記載については、次のとおりとする。

ア 総価で記載すること。

イ 入札書に記載された金額の消費税及び地方消費税に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額をもって落札価格とする。

ウ 入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積した契約金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札金額とすること。

エ 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。その場合は「かながわ電子入札共同システム」により開札日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に再入札通知書を発行する。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公告日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。

(3) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。

(4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。

(5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。

(6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。

(7) 相模原市契約規則に基づく令和7・8年度競争入札参加資格者として認定されていること。

(8) 別紙「入札案件概要書」に定める参加条件（認定済み営業種目・細目、本店所在地、必要とする資格、履行実績）に該当すること。

(9) 事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。

4 入札参加申請及び入札に関する事項

別紙「入札案件概要書」のとおり

注：入札参加資格の有無については、確認通知書により行う。

注：入札書受付締切日時は、紙入札の場合も同様とする。

5 入札参加資格の喪失に関する事項

(1) 入札参加を認められた後、入札書提出期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失し、失格とする。

(2) 入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で財政局財政部契約課（042-769-1391（直通））まで連絡し、入札参加資格喪失届（様式1）を必ず提出すること。

6 契約条項を示す場所

財政局財政部契約課

7 入札説明書（仕様書等）に関する事項

(1) 入札説明書（仕様書等）は、かながわ電子入札共同システムの「調達案件概要」画面の備考欄に記載したパスワードにより、相模原市ホームページ「設計図書ダウンロード」からダウンロード可。

(2) 質問及び回答の期限は「入札案件概要書」のとおり

※質問は、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード（契約関係）」に掲示している「質問回答書（電子入札用）」により作成し、電子入札システム内で添付ファイル形式により提出すること。

8 入札保証金に関する事項

相模原市契約規則第8条第3号により免除とする。

9 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 入札参加を確認した者で、落札決定までに「3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の(1)から(6)までのいずれかを満たさなくなった者がした入札
- (2) 相模原市契約規則第16条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札
- (3) ICカード登録後に変更が生じているにもかかわらず、変更手続をしないまま入札に参加した入札
- (4) 他人名義のICカードを不正に取得し、使用して行った入札
- (5) ICカードを不正に使用した入札
- (6) 開札後、審査を要する入札について、審査の結果、適正な入札と認め難い入札
- (7) 次に掲げる不備があった紙入札書
 - ア 入札者等の記名がないもの
 - イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
 - ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
 - エ 公告に示した案件名の記載がないもの
 - オ 所定の日時までに到達しないもの
 - カ 封筒に入札書を2通以上入れたもの
 - キ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
 - ク 紙入札承認を受けていないもの

10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- (2) 最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定する。
- (3) 落札者決定の連絡は、電子入札システムを通じて行う。落札者決定通知書は「かながわ電子入札共同システム（電子入札システム）」により通知する。

11 入札の中止等

- (1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しをする。
- (2) 開札した後であっても、地方自治法第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や入札説明書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。
- (3) 入札参加者がいない入札については、中止とする。
- (4) 入札を中止、延期又は取消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。
- (5) 入札が中止、延期又は取消しとなった場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

12 契約保証金

原則として、契約金額の10分の1以上を契約時までに納付すること。

13 異議の申立て

公告、入札説明書等についての不知又は不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできない。

14 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に、「3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の(1)から(6)までのいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。
- (3) 談合に関する情報がよせられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル（平成16年6月1日施行）によるものとする。
- (4) この公告に規定のない事項については、「相模原市契約規則」及び「電子入札運用基準」によるものとする。